

令和4年11月28日
(2022年)

各位

西宮市医療年金課長

こども医療費助成制度の改正について (お知らせ)

本市の医療費助成制度運営につきまして、平素よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市のこども医療費助成制度につきまして、子育て支援の観点、及び新型コロナ、物価高騰による経済的な支援の観点から、下記のとおり所得制限を見直し、所得基準額以上の世帯の児童への医療費自己負担額の一部助成を、中学3年生まで拡大し、さらに高校生世代(18歳到達後最初の3月31日まで)についても所得にかかわらず、医療費助成の対象といたします。

なお、令和5年1月診療分からの取扱いですので、ご留意くださいますようお願いいたします。
受給者の方が受診される際の受給者証確認につきましては、日頃よりご注意いただいているとは存じますが、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、学校内のけが等で日本スポーツ振興センター災害共済給付等の対象となる場合は、助成の対象外です。併せてご留意ください。

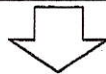
こども医療費助成制度の拡大の広報を兼ねたポスターを作成いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、来院された方の目につきやすい所に掲示していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 拡大対象者 約 27,000 人 (中学3年生まで約 12,000 人、高校生世代約 15,000 人)
2. 助成内容等
負担者番号 48280051
一部負担金 1医療機関等あたり 外来 1日800円限度(月2回まで)
入院 1割負担(月3,200円限度)
3. 実施時期 令和5年1月診療分より

【現行制度】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円		助成無し(3割負担)	
基準額未満	通院：無料、入院：無料			



【令和5年1月から】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円			
基準額未満	通院：無料、入院：無料			

所得基準額…扶養義務者(父母等)全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円。
乳幼児等医療費助成制度(0歳～小学3年生)は、現行制度で変更ありません。

以上

【担当】西宮市六湛寺町10番3号
医療年金課 管理チーム
電話：0798-35-3126